

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

地域の管工事業者および電気工事業者、関連する専門工事業者との連携を強化し、技術・ノウハウの共有や相互協力体制の構築を推進します。人材不足や事業承継等の課題についても連携して対応し、地域インフラを支える持続可能な体制づくりに取り組みます。

b. IT 実装支援

見積・発注・工程管理等の業務のデジタル化を推進し、協力会社との情報共有の効率化を図ります。IT ツールの活用により生産性向上と業務負担の軽減を進めます。

d. グリーン化の取組

省エネルギー設備や高効率機器の提案・施工を通じて、建物の省エネ化および環境負荷の低減に貢献します。また、環境配慮型資材の選定に努めます。

f. BCP／事業継続

災害時にも事業を継続し社会インフラの維持に貢献できるよう、事業継続計画（BCP）の策定および協力会社との連携体制の構築に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、中小受託取引以外の企業間取引においても、取引上の立場に優劣がある場合には適正な価格決定および支払条件の確保に努めます。

3. その他

労務費や原材料費の上昇について、協力会社との十分な協議を行い、適切な価格転嫁に努めます。

当社は約束手形による支払を行っておらず、今後も現金払等による適正な支払を継続します。

2026年3月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名 株式会社TEG 代表取締役 新居賢人

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。